

平成 28 年 7 月 4 日

各 位

会 社 名 E R I ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 増 田 明 世
(コード番号：6083 東証第一部)
問 合 せ 先 広報 I R グループ長 吉川 到
(TEL. 03 - 5770 - 1520)

当社子会社に対する訴訟(控訴)の提起に関するお知らせ

平成 28 年 4 月 4 日付「当社子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」で開示いたしました、当社子会社の日本 E R I 株式会社(以下「日本 E R I」と言います。)に対する判決に関し、同判決を不服として、原告側より控訴の提起がなされ、本日、控訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起がなされた裁判所及び年月日

- (1) 裁 判 所 : 広島高等裁判所
- (2) 控 訴 年 月 日 : 平成 28 年 4 月 11 日

2. 控訴を提起した者(第一審原告)の概要

- (1) 名 称 : 医療法人ワカサ会
- (2) 所 在 地 : 広島県広島市東区東山町 15 番 1 号
- (3) 代表者の役職・氏名 : 理事長 若佐 直定

3. 控訴の内容

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、金 20 億 3,921 万 6,822 円及びうち 20 億 1,921 万 6,822 円に対する平成 22 年 6 月 29 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

4. 第一審における訴訟内容

本件訴訟は、控訴人が広島市西区に開業を予定していた介護老人保健施設について、構造上の基本的安全性を欠くため、建て替えが必要になった等として、日本 E R I 他、当該施設の設計・監理会社及び建設会社に対し損害賠償を求めていたものです。日本 E R I は、構造上の不整合を看過したとして、金 20 億 3,921 万 6,822 円及び内金 20 億 1,921 万 6,822 円に対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで年 5 分の割合の金員の支払いを求められておりましたが、第一審広島地方裁判所判決(平成 28 年 3 月 30 日)では、日本 E R I に対する請求は全て棄却されました。

5. 今後の対応について

当社および日本E R I といたしましては、引き続き日本E R I の正当性を主張してまいります。また、現時点では当社連結業績への影響はないものと考えておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上